

商法 -ビジネスと法-

単位数		ナンバリングコード	
2		DBA207	
	教員名	関根 洋	
	専門	法学、民事法、商法・有価証券	
	出身校等	北海道大学 大学院 法学研究科 博士課程単位取得中退	
	現職	北海道情報大学 経営情報学部 講師	
授業形態			
前期印刷授業・後期印刷授業			
授業範囲		試験範囲	
教科書第5章		授業範囲の内容すべて	
		【印刷授業：試験時参照許可物】 一切自由 ※ただしWebページ（通信教育部POLITEを除く） と生成系AIの参照は不可とする。	
科目の概要			
法学や民法で学んだ事柄を前提として、商法を概説します。 企業に関する法制度（広義の商法と総称します）には様々なものがありますが、それらは、財産取引の根本を規律する民法を、あるいは補い、あるいは修正する形で存在しています（つまり民法を勉強していないと商法には手も足も出ません）。 この講義は、会社法を中心に説明しつつ、わたくし達の生活に関りの深い取引や、報道などでよく見聞きする企業の法律問題等を理解する法律学的素養を身につけて貰うことを目指します。			
授業における学修の到達目標			
主として株式会社について理解を得ること。			
講義の方針・計画			
教科書に「(〇〇法△△条)」という形で条文が引用されているときは、必ず六法を開いて、該当する条文に目を通して下さい。			
第1回 企業の正体(1) 企業の「贈賄」～企業的「もうけ方」(教科書第5章1)			
第2回 企業の正体(2) 近代的な意味での株式会社(教科書第5章1)			
第3回 企業の正体(3) 人なの？物なの？(教科書第5章1)			
第4回 企業の正体(4) 有限責任の原則(教科書第5章1)			
第5回 企業の舵取り(1) 素人集団(教科書第5章2)			
第6回 企業の舵取り(2) 所有と経営の分離(教科書第5章2)			
第7回 企業の舵取り(3) 取締役と代表取締役～取締役にふさわしいのは？(教科書第5章2)			
第8回 企業の舵取り(4) 社外取締役の登場～2005年会社法は流れに逆行？(教科書第5章2)			
第9回 もうけるためなら何でもできるか(1) 所有と経営の分離の再確認～引き受けた内容(教科書第5章3)			
第10回 もうけるためなら何でもできるか(2) 経営判断の原則～客観的判断基準(教科書第5章3)			
第11回 取締役のペナルティ(1) 株主に対する責任～代表訴訟(教科書第5章4)			
第12回 取締役のペナルティ(2) 小規模・閉鎖会社(教科書第5章4)			

講義の方針・計画
第13回 取締役のペナルティ(3) 取引相手への責任(教科書第5章4) 第14回 むなしい企業「所有」 (教科書第5章5) 第15回 投資家としての株主 (教科書第5章6)
準備学習
印刷授業は、教科書や学習用プリントなどを基に自学自習で学習を進めますが、授業範囲の内容の他に、教科書の内容全体を2単位で90時間かけて学習することを目安としています。 わからない用語や内容は、参考文献等で検索することが準備学習として必要になります。 印刷授業以外の授業形態において、以下の準備学習を行う。 （予習）聴講前に、教科書の該当箇所に目を通してください。 （復習）聴講後に、教科書の該当箇所を読んで、確認してください。
課題(試験やレポート等)に対するフィードバック方法
印刷授業は、提出されたレポートについて講評を付与して返却する。
成績評価の方法およびその基準
科目試験による評価100％
教科書
書 名：法の世界へ（第10版） 著者名：池田真朗ほか 発行所：有斐閣 ISBN：9784641222465 書 名：ポケット六法（令和8年版） 発行所：有斐閣 ISBN：9784641009264
参考書
なし
その他
関連受講科目を履修していることが望ましい。
試験期間
シラバス検索画面トップページ（ https://syllabus-tsushin.do-johodai.ac.jp/ ）下部の「2026学年暦」を参照
学習プリント
あり
教職科目
商業5の1（必修）、商業6の4
関連受講科目
「法学」、「民法入門」
担当教員の実務経験
実務経験なし